

道路工事施行承認申請について

1 道路工事施行承認申請の意味

道路管理者以外の者が、道路の区域内において行う工事を承認工事といいます。

この工事で造作された構造物は、道路管理者において、その後の管理を行うこととなります（ただし、工事目的物にかしがあった場合等は、申請人において修補）。

承認工事を行う場合は、**事前に道路工事施行承認申請書を2部ご提出ください。**

なお、道路の官民境界立会が済んでいない場合は、施工区域が表示できませんので、事前に官民境界立会を済ませてください。

例：道路側溝への雨水排水管の接続、道路内への雨水排水管の埋設、歩道の切下げ、ガードレールの撤去など

2 添付書類について

(1) 位置図・・・申請地の場所が分かるよう住宅地図などに申請箇所を赤で表示。

(2) 字図・・・法務局備付の字図写しに申請箇所を赤で表示。

(3) 現況図・・・申請箇所を赤で表示。

(4) 計画平面図・・・建物の配置から排水先までの経路などを分かりやすく表示。

(5) 構造図等・・・構造図、縦断図、横断図等、施工の詳細がわかるように添付。

※ 路面復旧が必要な場合は、復旧断面図を添付。

※ 必要に応じ、交通規制図（工事現場の表示施設等の配置図）を添付。

(6) 現況写真・・・施工箇所の写真（施工部分を赤で表示）。

(7) 誓約書・・・申請人及び保証人の誓約書を添付。

通常、保証人は、施工業者になります。

(8) その他・・・関係者の同意書など必要に応じてご提出いただく場合があります。

3 その他

道路内へ排水管を埋設する場合、管自体については、コンクリートで全巻きするようお願いしています。また、舗装面を掘削する場合は、道路掘削許可申請に準じて舗装復旧をしていただくこととなります。

問い合わせ先

益城町役場 都市建設課 管理係

電話：(096) 286-3111 内線255